

南島原市建設工事成績評定点通知実施要領

(目的)

第1条 この告示は、建設工事の工事成績評定点（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(評定点の通知)

第2条 市長は、完成検査後、速やかに当該工事の受注者に工事成績評定通知書（様式第1号）及び工事成績評定書（様式第2号）により通知するものとする。また、再評定を行った場合は、工事成績再評定通知書（様式第3号）及び工事成績再評定書（様式第4号）により通知するものとする。

(説明請求)

第3条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内（休日を含む。）に評定点について説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求める場合は、工事成績評定結果説明資料請求書（様式第5号）により請求するものとする。

(説明請求の提出)

第4条 前条に規定する工事成績評定結果説明資料請求書の提出先は、総務部管財契約課とする。

(説明請求に対する回答)

第5条 市長は、評定点について受注者から説明を求められた場合、工事成績評定結果説明資料請求に関する回答（様式第6号）により回答するものとする。

2 市長は、前項の規定により回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成29年10月2日告示第94号）

この告示は、平成29年10月2日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第10号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。